

Title	「行為」について
Sub Title	Action
Author	小泉, 仰(Koizumi, Takashi)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1958
Jtitle	哲學 No.35 (1958. 11) ,p.247- 266
JaLC DOI	
Abstract	<p>「犯意がなければ犯罪はない。」この格率は多くの刑法学者によって支持されてきたとH・L・A・ハートは指摘している。それは犯罪行為の有無が犯意の有無によりきまるという意味である。このように心理的要素を行為に欠くことのできない要素と考えるのは刑法学者だけではない。過去のたいがいの倫理学者の考える行為も、熟慮、動機、意図、意志、決定、決意というような心理的要素を必要としており、それがなければ行為にならないと考えられている。アリストテレスの思慮にもとづく選択理論、カントの善意志説、シエラーの愛説、功利論者の快樂説などいずれもそうである。現在でもわたしたちはC・I・ルイスやG・F・フーラニイ、W・F・バーンズやR・ヘエア、ノエルスミスの行為説のうちにこの見解を見つけることができる。これらの人人の考える心理的要素にはそれぞれ異った内容があるが、どれも肉体運動に対立した精神的または心理的要素を重視している点で共通である。そこでわたしたちはこの見解を行為の心理主義の解釈と呼ぶことができる。この心理主義の解釈をわたしたち自身もいままでもあまり批判的にならずに受け入れてきた。わたしたちは行為を考えるとまず第一に動機は何か、意図は何か、意志は何かなどという問題にとりくむ。この研究態度は道徳的行為であるとないとを問わずすべての行為にこれらの心理的要素が共通にあるという前提を暗黙のうちに入れていたのである。だから、動機、意図、意志、決定などの研究をすれば、全行為を研究することになると考えられていた。いったいこの考え方は正しいのだろうか。この小論文はこの問題に焦点をあわせよう。とくにH・L・A・ハートとA・I・メルデンは習慣的にさえたこの考え方に対して興味のある批判をしている。わたしは、はじめにハートの二つの批判とメルデンの批判とを手がかりとしてこの問題を論じていくことにする。</p> <p>It seems to me that we have treated the concept of 'action' as something clear in the field of moral philosophy. For, when we consider an action, we ask first of all what its motive is, what its purpose is. In this asking we presuppose that all actions have in common psychological factors of the kind: motive, deliberation, decision, etc. And we presuppose that if we examine the psychological factors of an action we can evaluate it as a whole. I shall call this viewpoint psychologism. Now is this psychologism correct? This is what I intended to consider in this treatise. Recently this view has encountered criticism from H.L.A. Hart and A.I. Melden. I make use of their arguments as clues to the problem, examing whether or not their arguments are appropriate to it. I find that Hart's arguments are not appropriate. For he criticizes psychologism on the basis of his analysis of action-sentences; but psychologism is not concerned with action-sentences but with action itself. What is more, he criticizes it on the ground that although a criminal action has a psychological factor it is defensible. In order to prove this defensibility he gives illustrations from legeg actions, not from moral ones; so he does not show the defensibility of the latter. Thus his criticisms are not applicable to psychologism. On the other hand, Melden is correct in saying that an habitual action regarded as moral contains no psychological factor. But he takes no notice of the point that an habitual action which he calls 'following a rule' is not moral until its agent chooses to obey the moral rule. Therefore his argument is also incomplete. Lastly I ask again whether psychologism is correct or not, and find that it has several weakpoints. From these analyses I draw a conclusion that these three viewpoints are insufficient for the theory of action and that each of them, however, has its availability in its limited field. And I offer a suggestion which may lead us to a new theory of action.</p>
Notes	II 倫理,慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000035-0252">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000035-0252</a>

# 「行為」について

小 泉 仰

「犯意がなければ犯罪はない。」この格言は多くの刑法学者によって支持されてきたとH・L・A・ハートは指摘している。<sup>註1</sup>それは犯罪行為の有無が犯意の有無によりきまるといふ意味である。このように心理的要素を行為に欠くことのできない要素と考えるのは刑法学者だけではない。過去のたいがい倫理学者の考える行為も、熱慮、動機、意図、意志、決定、決意というような心理的要素を必要としており、それがなければ行為にならないと考えられている。アリストテレスの思慮にもとづく選択理論、カントの善意志説、シェーラーの愛説、功利論者の快樂説などいづれもそうである。現在でもわたしたちはC・I・ルイスやG・F・フリーライ<sup>(2)</sup>、W・F・バーンズ<sup>(4)</sup>やR・ヘニア<sup>(5)</sup>、ノエルスミス<sup>(6)</sup>の行為説のうちにこの見解を見つけることができる。これらの人人の考える心理的要素にはそれぞれ異った内容があるが、どれも肉体運動に対立した精神的または心理的要素を重視している点で共通である。そこでわたしたちはこの見解を行為の心理主義の解釈と呼ぶことができる。この心理主義の解釈をわたしたち自身もいままでもあまり批判的にならずにうけ入れてきた。わたしたちは行為を考えるとときまず第一に動機は何か、意図は何か、意志は何かなどという問題にとりくむ。この研究態度は道徳的行為であるとな

いととわずすべての行為にこれらの心理的要素が共通にあるという前提を暗黙のうちにうけ入れていたのである。だから、動機、意図、意志、決定などの研究をすれば、全行為を研究することになると考えられていた。いったいこの考え方は正しいのであろうか。この小論文はこの問題に焦点をあわせよう。とくにH・L・A・ハートとA・I・メルデンは習慣的にさえたこの考え方に対して興味のある批判をしている。<sup>(?)</sup>わたしは、はじめにハートの二つの批判とメルデンの批判とを手がかりとしてこの問題を論じていくことにする。

- 1) H. L. A. Hart, The Ascription of Responsibility and Rights, in *Logic and Language*, edited by A. G. N. Flew, Basil Blackwell, Oxford, 1952, pp. 145—166;\*\*\*\* A. R. R. と略す。
- 2) C. I. Lewis, *Analysis of Knowledge and Valuation*, The Open Court Publishing Company, 1946, pp. 366—370
- C. I. Lewis, *The Ground and Nature of the Right*, Columbia Univ. Press, 1955, p. 15.
- 3) George F. Hourani, *Ethical Value*, George Allen and Unwin Ltd, 1956, pp. 96—113.
- 4) W. F. Barnes, *Action. Mind*, July, 1941, pp. 243—257.
- 5) R. M. Hare, *The Language of Morals*, 1952, Oxford, chapter 11.
- 6) P. H. Nowell-Smith, *Ethics*, Penguin Book, 1954.
- 7) A. R. R.; A. I. Melden, *Action*, *The Philosophical Review*, October, 1956, pp. 523—541.

(1)

ハートの第一の批判は心理主義が自然主義の誤りを犯しているということである。心理主義は行為を心理的要素と肉体的運動とにわけて説明する。たとえば、ある犯罪行為について「わたしがしました」と犯人が言うとき、

この犯人は特定の心理要素（犯意）を持って行動した（肉体運動）ことを述べていると解釈される。ところが、ハートによればこの解釈は「わたしがしました」という Action-sentence を事実を述べる文としてだけ考えている。しかし、この Action-sentence は事実を述べるだけではない。犯人はこの文によって自分に行為の責任を帰している、ascribing responsibility<sup>(1)</sup> のである。この機能は叙述的<sup>ディスクリプティブ</sup>ではなく非叙述<sup>ノン・ディスクリプティブ</sup>の機能である。おなじように「これはわたしのものだ」という文はただある事物が自分の持ちものであることを述べているだけではなく、自分の所有権を自分に帰している、または認めている、ascribe or recognize rights<sup>(2)</sup> のである。このような帰属の働き Attribution を心理主義の解釈は蔽うことができない。これがハートの第一の批判点である。

この批判を吟味してみよう。わたしはハートが行為文 Action-sentence を分析しているが、行為そのものの Action にはすこしもふれていないと思う。いったい「わたしがしました」という行為文 Action-sentence と行為とはどんな関係があるのだろうか。この文はたしかに「しました」という行為をあらわす動詞を持っているが、とって行為そのものの内容についてはほとんどふれていない。この文は行為についての叙述としてはきわめて貧弱であり、その話手がその行為をしたということ以外にすこしも行為を叙述するところがない。しかしハートの言うように、この行為文は責任の帰属という観点から見れば実に重要な特殊の意味をあらわしている。それは行為者が行為の責任を認めたことだからである。ところで責任の帰属という観点は行為そのものの内容というよりはむしろ行為のあとで行為者と行為の関係をみる立場である。だから「わたしがしました」というこの行為文はハートの言うように非叙述的に行為後の行為者と行為の関係をあらわしているが、行為そのものがどんなものであったかについては叙述的<sup>(3)</sup>にであれ非叙述的にであれほとんどふれていないと言わなければならない。このよう

に考えてくれば、右の行為文について、叙述の機能とともに帰属の機能をハートが指摘したことは正しいし、さらに行爲文の解釈について、心理主義が自然主義の誤りを犯がすと指摘したこともまったく正しい。しかし、行為そのものについては、心理主義の分析はすこしもハートの批判の対象にならない。それについてはハートの批判はすこしもふれるところがないからだと言わねばならない。だから、ハートの第一の批判に関するかぎり心理主義は無傷である。

(1) A. R. R., p. 162 ; (2) A. R. R., p. 158

(二)

ハートの第二の批判は心理主義の解釈が真の意味で行為の必要にして十分の条件ではなく、それが必要十分条件であるとしても、行為という概念が無効にできる概念 a defeasible concept である<sup>(1)</sup>ということである。心理主義はすでに述べたようにすべての行為が心理的要素を共通に持っている<sup>(2)</sup>と主張する。しかし、ハートに言わせれば、それは行為の特殊ケースを無理に一般ケースとしてとり扱うのとおなじである。かれは心理主義にしろ他の学説にしろ一概念を使って行為全体を説明できると考える行為の一般理論に反対している。かれによれば、わたしたちは行為を個別的に研究していかなければならないのである<sup>(2)</sup>。なぜならば、行為という概念は無効にできる概念だからである。では無効にできる<sup>(3)</sup>とは何か。それはハートが法律用語から借りてきたことばである。たとえば法律専攻の学生が契約法を学ぶには、正当の契約が成立する積極的条件、提出者と受諾者、一定形式の契約書と

(4)



効にされるのである。

しかし、心理主義は(1)(2)(3)(5)(6)(7)の条件について意図、意識、自発性の有無にもとづいてそれらの条件がはじめて成立するのだと主張するかもしれない。つまり意図や意識がないから罪も無効にされるのだと主張するかもしれない。しかし、(4)(8)については心理主義による説明はできない。なぜならば、(8)には意図や意識、自発性の要素があっても時効にかかるからである。(4)については個々の正当防衛の行為の場合には、行為者に正当防衛の意図や意識が行為にさきだつてあるのではなく、むしろ行為を弁護する場合にはじめてそれがあつかないか解積されるからである。だから、弁護条件があつてはじめて意図が問題になる。わたしたちは、法律上の行為の概念についてまず弁護条件つまり non-action の領域(除外例)を吟味して外側から特定の行為の限界を確定しておいたのち、はじめて行為の内容の必要十分条件を語ることができるのだといふのである。そこで、弁護条件のもとにおちるものがないときにはじめて、(unless) 犯罪の必要十分条件としての犯意を問題にすることが意味をもつてくる。<sup>(5)</sup>心理主義者は行為の内的精神的条件をとくに強調しており、その結果、行為の外的客観的条件をすつかりかえり見ないことになつたのである。それどころか、かれらは心理的要素を持たない行為にも強いて心理的要素の反映をもとめようとする。だがそれは無暴である。ハートによれば、むしろ、心理主義者の言うように犯罪容疑の行為をする人に犯意がある、という必要十分条件がみだされていゝ場合にも、上述の弁護条件(否定条件)が成立すれば無効にされるか一部無効にされる(減刑される)といふのである。

ではこのハートの第二の批判を批判してみよう。かれの批判の対象になつてゐる行為は法律上の行為として、たしかにかれの言うように無効にできる性格を持つてゐる。法律的には、時効がくれば犯罪行為は消えるし、恩赦

があれば消えるだろう。たとえば、ある代議士があっせん収賄罪の刑をうけたとする。ところがたまたま恩赦によつてかれの汚職行為の罪が消えたとしよう。かれは法律上は晴れて清廉潔白の士として通用するだろう。なぜならば、法律的にはたしかにかれの罪は無効にされたからである。しかし道徳的にはかれの行為は無効にされたのであろうか。良識のある人は法律上無効にされたからと言つてこの代議士が道徳的にも潔白となつたと考えないだろう。いや、人はむしろ道徳的には有罪であると考へており、おそらくこの代議士に対しては選挙のときの投票という手段によつて批判するであらう。その批判はかれが道徳的に有罪であることをうら書きしている。もちろん、選挙民の政治意識の低いときには、かれは道徳的批判をまぬかれるかもしれない。しかし、それはかれが道徳的にその罪を無効にされたことを示すものではない。代議士の汚職や選挙違反に対する人人の道徳的断罪は時代の進むにつれて道徳的だけでなく、法律的にも無効にできないようにさせるであらう。このかぎり道徳は法律を成立させたりやめさせたりする。つまり道徳は法律以前である。また別の場合には法律が道徳を決定することもあらうし、ときには相反することもあらう。いずれにせよ法律と道徳はかならずしも一致するものではない。それゆえ、個々の法律的行為が無効にできることがハートにより論証されたとしても、それが道徳的行為も無効にできるということの証拠にはならないだろう。それゆえ、ハートはさらに道徳的行為について無効にできる性格を証明しなければならぬ。しかし、かれは法律的行為の無効にできる性格を説明するにとどまつている。それゆえ、かれの第二の批判は法律上の行為についての心理主義に対して正しい批判であるが、道徳的行為についての心理主義に対してはあてはまらないものと言わなければならぬ。そのかぎり、心理主義はハートの第二批判によつても無傷である。

では道徳的に、行為は無効にできる性格を持つであろうか。ここではもはや法律的行為の無効性格とおなじものを主張することはできない。なぜならば、前例でわかるように法律的に収わい行為を無効にできる条件が成立しても道徳的には無効にできないからである。だから、道徳的には行為は無効にできないか、できるとしても法律的に無効にできる性格とは異なる仕方であるかのどちらかである。まえの選言肢は一たん犯した罪はとり返しがつかず、永久に行為者に刻印されるという立場を代表している。あとの選言肢は宗教的救済により行為の罪を無効にするという立場であるか、さもなければ特定の個人や集団が行為の罪をゆるすことによってその無効性がうまれると考える立場である。しかしこの最後の選言肢は任意的で行為の無効性を得られないであろう。なぜならば別の個人や集団がこの行為の罪をゆるさないという可能性がつねに存しているからである。一方前二者の選言肢にしても、いま「道徳的」ということばを神の立場でなく人間の立場から人間の行為に関するという意味に使うとすれば、道徳的には行為は無効にできないという想定が根底にある。なぜならば、第一の選言肢はもちろんのこと第二の選言肢にあっても、道徳的には行為が無効にできないがゆえに人間をこえた超越者に救済をゆだねるからである。それゆえ、この点に法律上の行為の無効性と道徳上のそれとの根本的相違があると言えよう。前者は最初から行為の概念そのもののなかにふくまれている。すでに求べたように、法律上の行為を知るにはまず non-action の領域（除外例）を吟味して外側から特定行為の限界を確定しておいたのち、はじめて行為の内容の必要十分条件を語らねばならないからである。つまり、行為を無効にする否定的条件の吟味の結果、はじめて行為が行為として確定するのであって、いわば行為の定義のなかにすでに無効性がふくまれていると言ってよいからである。後者は行為そのもののなかに無効性はなく、ただ行為者と行為から独立した超越者に救済をゆだねる

とき、はじめて無効にできる性格となるのである。しかし、この種の無効性の有無は倫理学の問題ではなく信仰の問題であり宗教の問題である。

註1) A. R. R. p. 148. 註2) A. R. R. p. 148. 註3) A. R. R. p. 149. 註4) A. R. R. p. 152~3. 註5) A. R. R. p. 168.

### (三)

A・I・メルデンはハートとおなじく心理主義が行為の一般理論として通用できないことを主張している<sup>(1)</sup>。その理由は、行為が無効にできる概念であるというよりは行為の一般理論がもともと無効にされるからである。これによれば<sup>(2)</sup>、道徳的評価をうける行為には心理主義の解釈するような行為だけが属するのではない。それとは異ったいろいろの他の行為も道徳的評価をうけるのだと主張する。たとえば、ときはずみで、する行為には行為者が熟慮したり選択したり決定したりする余裕はない。自動車を運転する人は赤信号を見てとつさにブレーキをかける。かれはシグナルの赤を見たたんブレーキをかけるという一種の条件反射をするが、そのときかれの心に熟慮、選択、決定のはたらきはあらわれない。それでも、かれが信号を無視すれば交通違反でつかまる。それは赤を見てすぐブレーキをかける条件反射運動が責任のある行為であることを示している。また自動車にひかれそうになった子どもを瞬間的にたすけるといふ行為には、自分の身があぶなくいかどうかという熟慮や、自分の身と子供の生命をくらべるといふ選択もなく、熟慮や選択の結果として子どもをたすけようときめることもない。この行為にはそのようなノンキな心理的要素は見られない。かれの行為は子どもの危険を見たたん救助行動へ

うつる反射運動からなっている。それでもかれの行為は賞賛される。ところが、これらの行為には熟慮も選択も決定もないから、心理主義の解釈からすればこれら瞬間の行為は行為として認められないことになるだろう。しかし、これらの行為は道徳的評価の対象になるものであり、責任のある行為であることは明らかである。

行為にはもちろん熟慮と選択を含む行為もある<sup>(3)</sup>。しかしそれがすべてではない。列をなして車道を走る自動車群の一つを運転している人が前の車が止つたのを見てブレーキをかけるとき、かれは熟慮も選択もしない。ただ衝突をさけようという動機しか持たない。さらに食事をともししているお客に塩やサトウをさし出す人の行為には、その客によるこぼせたいとかおべっかを使おうという動機からではなく、ただ自分が礼儀にあついからするときがある。といって礼儀にあつい自分を意識してするのではない<sup>(4)</sup>。そこにはすこしも動機はなく、考えられるものは道徳的習性やしつけである。その習性によって行為は自然に行われる、*does itself*。それゆえ、行為のなかには、肉体運動をぬきにしては他に何もなような行為（習慣や経験の集積に導かれて自動的に行動してしまふというような状況への反応の行為）から、精神力や努力、内心のあらそいを含むような行為にいたるまで千差万別である。したがって心理主義が主張するようにこれら無数の特殊の行為群のうちの一つ、すなわち熟慮、選択、決定を含む行為をとりあげて行為全体の一般理論としてはならないというのがメルデンの主張なのである<sup>(5)</sup>。つまり、心理主義は、行為全体を類とすればその一つの種をとりあげて類としてしまふにひとしいのである。心理主義の解釈する行為はあくまで種の行為であつて類ではない。それゆえ、心理主義であれなんであれ種を類とする行為の一般理論は無効にされるのである<sup>(6)</sup>。

以上のメルデンの批判に対して心理主義はどのように答えるだろうか。心理主義者に言わせれば、メルデンの

あげたような行為、たとえば赤信号を見て反射的にブレーキをかける運転手の行為は、たんなる反射運動ではない。つまり、ひざこぞうをたたいて足がとびあがる式の反射運動をしていのではない。運転手は最初に自動車を運転したいと思い（熟慮または意図）そうしようと決めて（決定）練習場へいき、練習をつんだのち、やっと考えることなしに赤信号にはとまり、青信号にはすすむようになったのである。つまり、熟慮と決定ははじめになされるが、熟慮—決定—行動の過程は練習によって習慣化され、ついに熟慮—決定の過程を経ないで自動的に行動するまでになったのである。それは習慣の行為である。習慣の行為には最初に熟慮があり決定があったのであって、はじめから無熟慮、無決定の行為ではないと主張されるだろう。C・I・ルイスの習慣の行為についての見解がこれである。<sup>(7)</sup> おなじように車の危険からこどもをたすけるとっさの行為も、行為者の以前の敏活な運動の練習や愛他の精神がそこにあらわされたものだという心理主義の解釈も成立するのである。

この反論に対してメルデンは、この解釈が自然状態で契約したから契約を守らねばならないという契約説とおなじように不合理であると論じている。<sup>(8)</sup> ルイスの解釈が契約説とおなじく不合理なものであるかどうかはのちに述べよう。ここでの論争点は、習慣の行為をどのように考えるかという問題に集中している。メルデンによれば、行為が行為である理由は練習によって得た一定の行動能力にあるのであり、しかも上述のようにその行為には練習をつみかさねた結果、形成された following a rule 法則にしたがうことがあるだけである。そこにはすこしも熟慮だの決定だのというものが入ってこないと主張する。法則にしたがうことに習熟したのちには、つまり、法則を学んだのちには、特定の状況に適用する法則をどのように解釈するかとか、したがう決心をして、法則にしたがうというようなことは必要がない。わたしたちは単純にしたがうのだと言う。<sup>(9)</sup> これはヴィットゲンシュタイ

⑩のつぎの思想をうけついでものである。すなわち「わたしが法則にしたがうとき選択をしない。わたしは盲目的にしたがうのだ。」つまり、かれは法則にしたがう行為が心理的要素だけで説明され得ない別のものを持っていると主張するのである。その別のものとは習性<sup>ハビット</sup>である。いい換えれば、一定形式で行動する習慣の能力である。それには選択も決定もいらぬ。あたかも自然におこなわれるように行動する能力である。そして、この習慣の能力は心理主義的な説明や定義によつてはつくし得ないどころか、とらえることもできないと言われる。たしかに実践とか練習をとおして得られた習慣の力は心理主義的要素によつて説明されたり置き換えることができるものではない。メルデンやヴィットゲンシュタインの考え方はそのかぎり正しいと言わなければならない。しかし、メルデンはこの習慣の能力から成立する行為のなかに選択がたまたま生じるとすればそれは一般的実践から見れば寄生的な現象である。つまり選択と習慣はもともと独立であると主張する<sup>(11)</sup>。だがその主張は言いすぎではあるまいか。なぜならば、メルデンやヴィットゲンシュタインの見解はつぎの如く、された前提を持っているからである。すなわち、ある法則にしたがう行為が正しい行為であるとすれば、その法則にしたがわないのは不正の行為であるということ、またある法則にしたがう行為が不正の行為であるならばその法則にしたがわない行為は正しい行為であるということである。なぜならば、もし正、不正の行為についてのこの前提がないとしたならば、法則にしたがうという習慣の行為がメルデン説においてな<sup>に</sup>ゆ<sup>え</sup>、道徳的吟味の対象になるかがわからなくなるだろうからである。ところが、この前提はまたつぎの前提を持たなければならぬ。すなわち、法則には正しい法則と不正の法則があるということである。なぜならば、法則にしたがうと言われる習慣の行為には良い習慣とか良いしつけがあるとともに、世に言う悪習、悪癖、悪い習慣というものもあるからである。そしてもし正、不正の法則がな

ければ第一の前提の前件は意味をなさなくなるだろうし、それゆえメルデンの道徳的評価の根拠がうしなわれるだろうからである。しかし上述の良いまたは悪い習慣の事実は習慣の行為が道徳的評価や吟味をうけることを示している。それゆえ、その評価の根拠は正しいまたは不正の法則というか、くれた前提にあるのである。したがってまた行為者自身に道徳的責任を帰せられるのは、あの法則よりむしろこの法則にしたがうことを選んだからである。<sup>(12)</sup>しかし、メルデンの説では法則が正しいか正しくないかという問題や、正しくない法則より正しい法則にしたがうことを選んだ行為者の選択についてはすこしもふれられていない。習慣の行為が道徳的吟味をうける根拠は、じつはその行為が正しいまたは正しくない法則にしたがう行為だからであり、また正しい（または正しくない）法則を正しくない法則（または正しい法則）よりよいものとして選んだからである。一方メルデンによれば、道徳上責任の能力を特色づけるものは道徳法則によって導かれた複合した実践<sup>プラクティス</sup>を遂行する能力である。<sup>(13)</sup>だが、かれは他の非道徳法則からこの道徳法則をよりわかる選択を前提しているのではなければこうは言えない。それにもかかわらず、かれはこの前提にすこしもふれていない。それどころか、かれはアリストテレスの理性的選択理論をあいまいであるとしてしりぞけてしまい、アリストテレスを批判するのにかこつけて自分自身のかくされた前提にふれる必要はないとさえ考えているように思われる。それゆえ、かれは「わたしが行為するときはわたしは盲目的に行為する」というヴィットゲンシュタインの見解を無批判的に踏襲したものと言わなければならぬ。<sup>(14)</sup>

註1) The Philosophical Review, 1956. A. I. Melden, Action, p. 529. 註2) Ibid., pp. 523—526. 註3) Ibid., p. 526.  
註4) Ibid., p. 526. 註5) Ibid., p. 529. 註6) Ibid., p. 529. pp. 523—541. 註7) C. I. Lewis, The Ground and Nature of

the Right, 1955, p. 15. 註8) Action, P. 525. 註9) Ibid. p. 533. 註10) Wittgenstein, Philosophical Investigations, 1953, Basil Blackwell, Oxford, p. 85. 註11) Action, p. 533. 註12) John Yolton. Ethics, 1957, Ascriptions, Descriptions, and Action Sentences, p. 307~310.

註13) Action, p. 537

註14) メルデンの最近の論文 "My Kinesthetic Sensations Advise me...", Analysis, December, 1957. 註15) ヴァイツゲンシュタインがやや心理主義にかたむくのを批判している。

(四)

前節において、わたしはメルデンの説には正、不正の法則が前提されていること、そして不正の（または正しい）法則よりむしろ正しい（または不正の）法則を選びとる行為者の決意がかくされた前提としてあることを指摘しておいたのである。つまり、メルデンの例にあるような「熟慮も決定もない」習慣の行為には上述のかくされた前提があることを指摘したのである。ところがこれらの前提はただちに心理主義の正当性を立証するものではない。むしろこれらの前提を心理主義が十分にとり扱えるかどうかは疑問である。なぜならば、上述の前提はあくまで熟慮や意図からかくされた前提であって、心理主義の解釈の対象にならないからである。このかくされた前提がどうしても心理主義者によって引き合いに出される場合というのは特別の場合にかぎられるだろう。たとえば(1)戦前の日本では自動車の運転手は左側通行を習慣的に行なってきた。かれらは運転のときには別に左側通行を考えたり決意したりしなくても習慣的に左側通行をしてきた。ところが、戦後交通規則が変わって法律上右

側通行になった。かれらは左側通行の習慣から右側通行の習慣にきりかえなければならなかった。そこで、右側通行になれるまでかれらはたえず右が正しく左があやまっていることを考え注意していなくてはならなかった。しかし、右側通行になれきったあかつきにはかれらは右側通行を意識しなくなるだろう。かれらにとっては右側通行がふたたびかくされた前提となる。かくされた前提はかくて心理主義の解釈しえないものになる。それゆえ、心理主義者の解釈する行為に対しては前提はメルデンの言うように寄生的である。しかしすでに前節に述べたように、メルデンの解釈する行為にとつては、これらのかくされた前提は寄生的でもなければ無関係でもなく、むしろ論理的に前提されるものなのである。この点は注意されなければならない。

つぎに心理主義によって解釈されることのできる習慣の行為そのものをもう一度吟味してみよう。この吟味によつてわたしたちは心理主義の内容と限界をある程度知ることができからである。すでに述べてきたように、心理主義によれば習慣の行為であっても行為以前になされた熟慮と決定という心理的要素がなければならぬ。例をあげて考えてみよう。(2)いま一人の会社員が将来の生活をゆたかにする(意図)ために貯蓄をしようと思ひ、月にわずかつつたくわえていくとする。はじめのうち、わずかの金でもたくわえるということは苦痛であるが、しだいに貯蓄が習慣になり、別にくるしまなくなる。それが習慣化されてくるとかれはさきの意図をわすれてしまう。かれの貯蓄の行為は習慣による惰性によつて行われるにすぎない。つぎに偶然の機会にかれはなぜ金をたくわえなければならぬかと反省したとする。そのとき、かれは金をためるのがおもしろいからだと考え、この快を求めるために積極的に貯蓄しようと思ひ決する。かくてまた貯蓄の習慣がつづけられ、習慣の継続のうちにかれは第二の熟慮と決定をわすれてしまう。第三回目の反省の機会には他人を救う基金にしようと思ひ、さ

らに貯蓄していく。……かくて第n回目に悪事のために金をためようと決心し、貯蓄の習慣をつづけたとする。

このようにして継続し強化された貯蓄の習慣はどのように考えまたどのように評価したらよいであろうか。まず熟慮と決定とは行為に対してどのような働きをなすかを考えよう。どの心理主義者もハートの言うように熟慮と決定が行為の単なる心理的叙述にすぎないものだとはいえない。熟慮と決定、決意はむしろ行為へふみきる跳躍台とみなされている。それゆえ、この意味ですでにハートの心理主義批判は当たらないと言えるのである。この跳躍台としての機能はP・B・ライスが適切にも引金機能 Trigger Function<sup>(1)</sup>と名付けたものである。それはPragmaticの機能であり、叙述的機能の枠のなかにおさまるものではない。わたしたちは心理主義をこの非叙述の機能をも含ませるまで拡張しよう。この意味の心理主義は相当程度行為の解釈に役立つだろう。

さてこの立場から上例の評価の問題を見よう。貯蓄の習慣は一回からn回までの異つた熟慮と決定によりうながされ続ける。ところがn箇の異つた熟慮と決定は明らかにそれぞれ異つた道徳的評価をうけるはずである。そこで全体として見た貯蓄の習慣にまったく統一ある道徳的評価をくだすことができない。ではn箇の熟慮と決定のうちわたしたちはどれか一つに限定すべきなのか。そうだとすれば最初の熟慮にするのか、それとも最後のにするのだろうか。しかし心理主義はそれに答えられないだろう。メルデンが心理主義を自然状態を仮定する契約説とおなじように不合理だと批判したことは、おそらく、上述の難点にあるだろうと思われる。たしかにそのかぎり心理主義は奇妙である。上述の困難をさけるために心理主義はつぎの選言肢をとるかもしれない。すなわちそれぞれの熟慮と決定とはすぐあとにつづく習慣の行為に対してだけ責任があると仮定することである。こうすれば、心理主義の主張のように各個別の貯蓄の習慣は別々に評価されるだろう。しかし時間的に最後の貯蓄の習

慣は時間的にさきに行われたさまざまの熟慮と決定により形成された能力（時間的にまえの二つ一つの習慣）に相当程度依存していることは明らかである。それゆえ、いったい各熟慮と決定ごとにおなじ貯蓄の習慣を切りはなしてよいかどうか大いに疑わしいのである。心理主義はいつもこのような習慣と習慣の連続性を無視するか省略して心理的要素だけを目安として行為を区切ってしまい、それらの部分を行為単位として評価するのである。それによって道徳的評価はできる。そしてふつうわたしたちが熟慮的行為を評価する仕方がこれである。だがそれはきわめて割切った省略的な仕方である。しかしそれで正当な評価ができるだろうか。それだけでは不足するように思われる。

別の例を考えよう。(3)自衛隊にあって射撃を練習する隊員が射撃の技術を習得し、ついにはすこしも考えたりちゅうちょしたりせず瞬間的に射撃して標的に当てることができるまでに熟達したとする。この習慣となった射撃行為が戦場で行われた場合と、平時に市民に対して行われた場合とで当然異った評価が与えられる。戦場で射撃を行って敵に損害を与えたときにはかれの意図や熟慮がどうであろうが手柄として考えられる。ところが平時に市民をその行為によって傷けたとすれば、かれの熟慮や決定を参考にするとともに、また同時にその行為のおこなわれた平時という特定状況も評価の重大な参考史料となるであろう。それは明らかに行為者の熟慮や決定に含まれない別の要素である。それゆえ、心理主義だけで評価することはまだ十分の行為の評価とも言えないし、十分の行為の解釈とも言えないのである。

註1) P. B. Rice, *On The Knowledge of Good & Evil*, pp. 108-110.

(五)

以上述べてきたように、行為について心理主義説、ハート説、メルデン説はいずれも十分な行為説にならないのである。一方、それぞれの説はまったく誤りであるというのでもない。むしろこれから述べるように、これらの説は現実の行為に対して一面的な見方をしているのである。そこで最後にこれら三説が現実の行為のどの面をとらえているか、どの面をみのがしているかをかんたんにつれて本論文を終りにしようと思う。

さて、わたしたちが行為を評価するとき二とおりの仕方で行っている。一つは自分が行為者であり、これからしようとする行為を評価するときである。わたしたちは行為そのものやその結果などを評価し、行為することを決めたときはその行為を承認している。<sup>(1)</sup>そこでは行為の内容、予期された結果その他は承認の根拠となる理由<sup>(2)</sup>となっている。そこで理由は「熟慮内容がこれこれだからわたしたちはこれを承認する」という付点の部分の形式で表現される。ところがこの承認の働きと承認の根拠となる理由はいずれも行為者の行為に対する内面的態度であるから、非叙述的機能をとり扱うことのできる心理主義の対象となりうるものである。しかし、心理主義はこれだけをとり扱えるからといって行為の一般的構造をすべて蔽いつくすことができるとは考えられない。もしそう考えるならばハートやメルデンの批判が当たることとなるであろう。

さて行為を評価する場合の他の一つは自分か他人がしてしまった行為を評価するときである。このときにはまえの場合と異なりすでに現実に行為の結果があらわれている。そこでは行為者の熟慮や決定も参考にされる。しか

しその行為が行われた特定状況やその他前提的条件も参考にされる。そのときの評価のためにあげられる参考史料は、いわゆる行為を正当化するための理由、justifying reasons である。ハートが行為文をとり扱うとき、とくに過去形の行為のみを問題にしているのは<sup>(3)</sup>かれがこの側面の行為とそれを正当化する理由を問題にしているからである。

もちろん、以上承認の理由と正当化する理由の二つをいづれも正当化する理由であって異なるものではないとする人もいる。たとえばハッチソンは承認される理由として正当化する理由をあげているからである。<sup>(4)</sup>しかし、わたしが別に承認しなかった自分の行為をあついで問題にされたとき、わたしが正当化しようとして理由を求めることがある。この事実は承認の根拠となる理由と正当化する理由とが一致しないことを示している。それゆえ、承認の理由を行為前の理由とし、正当化する理由を行為後の理由として区別した方が混同を起さないだけ便利である。<sup>(5)</sup>ハートは正当化する理由と承認の理由とを区別せず、むしろ前者だけをとり扱って後者を忘れてしまった点に難点がある。<sup>(6)</sup>

他方、行為を現実に関動かす理由は何かとたずねる道が残されている。このアプローチは前二者の立場が価値評価的であるに對して、むしろ行動をひきおこす理由、causal reasons を求める道である。ハッチソンが行動をひきおこす理由を exciting reasons と呼び欲望や本能、刺激などをあげているが、<sup>(7)</sup>ほぼこれにあたるものである。ところで、あるところで、メルデンがあげる習慣的行動の例、衝突をさけようとするために、プレーキをかける行為、したいからする行為<sup>(8)</sup>、おもしろいから、テニスをする行為<sup>(9)</sup>、礼儀にあついでから、客に塩をわたす行為は、いづれも価値評価的に行為をながめるといふよりは生理学的肉体的に行為の原因となる理由、causal reasons を注目してい

るように思われる。しかし、かれの説はまえの二つの価値評価的な行為面を蔽うことはできない。むしろ、かれの考える行為はまえもって価値評価的なく、された前提のもとにあるのである。そのかくされた前提は特別の機会には行為前においては承認の根拠となる理由であろうし、行為後には正当化の理由となるであろう。

このように見てくれば、心理主義、ハート、メルデンの行為説は行為の一側面を詳細にうつし出した点にそれぞれすぐれているが、おたがいに他を見おとしていると言うことができる。それゆえ、行為を研究するには以上の三つの理由と行為の関係を含む新しい観点に立たねばならないであろう。さらにそのためには、行為の一般理論を先に立てるよりはむしろわたしたちの個々の行為、承認、決定、習慣、およびそれらの関係を別々に研究し観察してデータを集めていかなければならないのである。<sup>(10)</sup>

- 1) J. O. Urmson, On Grading, in *Logic and Language*, 2, Oxford, 1953, pp. 173—174; Bernard Mayo, *Logic of Personality* p. 150.
- 2) Ibid; G. Pitcher, On Approval, *The Philosophical Review*, April, 1958, pp. 206—207.
- 3) A. R. R., pp. 160—162. 4) A. N. Prior, *Logic and Basis of Ethics*, Oxford, 1949, pp. 30—31. 5) G. Pitcher, On Approval, pp. 206—207. 6) A. R. R. p. 158; Hampshire & Hart, *Decision, Intention, and Certainty*, *Mind*, January, 1958, pp. 1—12. 「こゝで承認という問題をその行為文をめぐって論ずる」
- 7) A. N. Prior, *Logic and Basis of Ethics*, pp. 30—31. 8) Melden, *Action*, p. 526. 9) P. B. Rice, *On the Knowledge of Good & Evil*, *Random House*, 1955, pp. 135—152.
- 10) G. E. M. Anscombe: *Modern Moral Philosophy*, *Philosophy*, *The Journal of the Royal Institute of Philosophy*, January, 1958.